

**八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する  
条例の一部改正（案）の概要について**

**1 改正の理由**

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額の引き上げ並びに扶養加算額の改定をするためのものである。

**2 改正の主な内容**

**(1) 補償基礎額の扶養加算額の改定**

平成 30 年度における補償基礎額の加算額に改定し、経過措置として平成 29 年度における補償基礎額の加算額の改定額を附則に定める。

条例における号		第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	第 5 号	第 6 号
区 分		配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫	60 歳以上の父母及び祖父母	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹	重度心身障害者
平成 28 年度以前	加算額	433 円	217 円	217 円			
	配偶者がいない場合の加算額(扶養親族のうち 1 人に限る)	—	367 円	367 円			
平成 29 年度	加算額	<u>334 円</u>	<u>267 円</u>	<u>217 円</u>			
	配偶者がいない場合の加算額(扶養親族のうち 1 人に限る)	—	<u>334 円</u>	—			
	配偶者及び扶養親族に係る子がない場合の加算額(扶養親族のうち 1 人に限る)	—	—	<u>300 円</u>			
平成 30 年度以降		<u>217 円</u>	<u>334 円</u>	<u>217 円</u>			

**(2) 介護補償の額の改定**

		(改定前)	(改定後)
介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償上限額 (1 月)	常時介護を受けている場合	104,950 円	105,130 円
	随時介護を受けている場合	52,480 円	52,570 円
親族等による介護を受けたときの補償下限額 (1 月)	常時介護を受けている場合	57,030 円	57,110 円
	随時介護を受けている場合	28,520 円	28,560 円

(3) 公務災害補償の算定の基礎となる補償基礎額の改定

<改定前>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,083円	7,845円	9,490円	10,743円	11,608円	12,350円
学校薬剤師の補償基礎額	5,133円	6,110円	6,815円	7,980円	8,878円	9,340円

<改定後>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,130円	7,893円	9,520円	10,763円	11,620円	12,363円
学校薬剤師の補償基礎額	5,170円	6,148円	6,838円	7,995円	8,888円	9,350円

3 施行時期 条令公布の日から施行

ただし、上記2の(1)については施行日以後、上記2の(2)については平成29年4月1日以後、上記2の(3)については平成28年4月1日以後に支給すべき理由の生じた補償等について適用し、その他の補償等については、従前のとおり適用するものとする。

## 「遠山家日記」の概要について

### 八戸市文化財の指定解除の経緯

- 平成 14 年 1 月 24 日、市文化財保護条例第 9 条により市の文化財に指定
- 平成 19 年度より、県指定候補として市から提案
- 平成 27 年度より、県文化財保護審議委員及び文化財保護課による調査
- 平成 28 年 8 月 15 日、県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定により県重宝に指定
- 平成 29 年 4 月、市文化財保護条例第 10 条第 1 項第 4 号に基づく市指定解除の手続き

### 概 要

#### 1. 種別

県重宝（歴史資料）

#### 2. 名称及び員数

「遠山家日記」 111 点

#### 3. 所有者

八戸市（八戸市立図書館にて保管）

#### 4. 構造形式

装丁には美濃紙縦帳（寛政 4～文化 4 年）、半紙横半帳（文化 6～明治 39 年）、日記帳及び市販ノート（明治 40～大正 8 年）の三種類があり、目次や図絵は無いが、表紙に「遠山家文書」の丸印が押されている。

#### 5. 由緒及び沿革

遠山家 7 代目庄右衛門（家老を務めた中里清右衛門の子）が家督を継いだ翌年、寛政 4 年（1792）から書き始め、代々当主が書き継ぎ、大正 8 年（1919）までの 127 年間続いた日記。遠山家は、江戸で召し抱えられた藩士で、江戸勤務が長く、寛政 4 年頃から番丁に移り住んだ八戸藩の上級藩士である。江戸勤務では、藩主の近習、用人的職務を務め、国元では、目付や寺社町奉行などの藩の中枢的役職を務めた。

八戸在住時における日記は、遠山家の家事や家族生活が中心になっているのに対し、江戸在勤時に書かれた江戸勤番日記は主に職務と余暇の行動が記述の主体となっている。

昭和 49 年（1974）に遠山景敏氏から八戸市に寄贈された 1675 点が「遠山家文書」として、八戸市立図書館に収蔵されており、「遠山家日記」はその中の一部にあたる。

#### 6. 県指定理由

江戸時代の武士が書き始めた日記で、明治以後も当主が大正年間まで 127 年間書き継がれてきたものは、全国的に見ても類がなく、非常に貴重である。江戸時代の武士個人の生活記録としての意義にとどまらず、八戸藩の政治の動きや、江戸時代の経済、社会の動きを知る上でも重要な史料である。

